相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県坂東市岩井二二三三番地二、最後の住所茨城県牛久市さくら台一丁目一七番地六　被相続人　亡　荒木　力藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月三十日

茨城県取手市新町五丁目一七番一一号　相続財産管理人弁護士　千葉真理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府向日市寺戸町向畑五〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　新免安喜子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月三十日

京都市上京区大宮通上立売上る樋之口町二五四　相続財産管理人　小谷　一之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市菱屋西五丁目一〇番、最後の住所大阪府堺市美原区平尾五九五番地一特別養護老人ホーム美原荘　被相続人　亡　中川喜久枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月三十日

大阪府堺市堺区旭通一番一七号　相続財産管理人　司法書士　矢野　良尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市西岩田三丁目一番、最後の住所大阪市西区新町三丁目一一番七リエトコート心斎橋ウエスト六〇九号室　被相続人　亡　市村　孝臣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月三十日

大阪市北区堂島一丁目六番二〇号堂島アバンザ六階　相続財産管理人弁護士　原戸　稲男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市堺区東湊町五丁三一六番地、最後の住所大阪府堺市堺区甲斐町西二丁一番一一―二〇四号　被相続人　亡　堀野　眞司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月三十日

大阪市北区西天満六丁目七番四号大阪弁護士ビル七階七一一号室　相続財産管理人弁護士　伊藤　馨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市福島区海老江六丁目二番地の七、最後の住所大阪市北区上福島北二丁目三六二番地　被相続人　亡　森澤　治雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月三十日

奈良市西木辻町一二一―二朝日プラザ奈良プレシオ四〇一号　相続財産管理人　司法書士　宮本眞樹子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市帯屋町一丁目四番地、最後の住所奈良県奈良市藤ノ木台二丁目二三番一四号　被相続人　亡　柳本　滋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月三十日

奈良市登大路町三六番地大和ビル四階　奈良合同法律事務所　相続財産管理人　髙橋　和宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県江津市桜江町長谷三二四六番地、最後の住所島根県江津市江津町一一一〇番地　被相続人　亡　松田シゲノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月三十日

島根県江津市浅利町二一三一番地　相続財産管理人　内田　民生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県宗像市東郷五五七番地、最後の住所福岡市城南区堤団地五番四〇三号　被相続人　亡　白山　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月三十日

福岡市中央区舞鶴三丁目六番二三―三〇五号　相続財産管理人　坂田　亮平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県大島郡大和村大字津名久三九八番地、最後の住所鹿児島県大島郡大和村大字戸円一九〇三番地　大和の園　被相続人　亡　正岡　キミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月三十日

事務所鹿児島県奄美市名瀬港町六番二一―二〇八号メゾン二一　相続財産管理人　司法書士　清正壮太郎

無縁墳墓等改葬公告

適正な霊園管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご承知ください。

平成二十一年十月三十日

一　墳墓等の名称　冨士霊園

一　墳墓等所在地　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二

一　墳墓等の名称　奥之坊墓苑

一　墳墓等の名称　不詳二基

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳二基

一　改葬を行おうとする者　大阪府大阪市都島区都島本通一―二〇―一七　宗教法人　奥之坊

代表役員　奥村　皇圓

一　墳墓等の名称　冨士霊園

三区一号〇六〇八番　熊本家、八区二号〇七〇三番　万代家

一　死亡者の本籍及び氏名　各死亡者の本籍は不詳　三区一号〇六〇八番　死胎児　八区二号〇七〇三番　岩島聖人、万代眞喜子

一　改葬を行おうとする者　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二　財団法人冨士霊園

無縁墳墓等改葬公告

境内墓地整備のために無縁墳墓等について改葬する事になりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十一年十月三十日

一　墳墓等所在地　大阪府大阪市都島区都島本通一―二〇―一七

第５期決算公告

平成21年９月17日

東京都渋谷区南平台町15―８
ウッディ南平台ビル３Ｆ
ハンディテクノ株式会社
代表取締役　上手　正行

貸借対照表の要旨　（平成21年６月30日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,022,990,950	流動負債	387,375,700
固定資産	50,749,123	固定負債	65,719,933
		負債合計	**453,095,633**
		株主資本金	620,644,440
		資本剰余金	447,550,000
		資本準備金	248,550,000
		その他資本剰余金	233,550,000
		利益剰余金	15,000,000
		その他利益剰余金等	△ 75,455,560
		（うち当期純利益）	△ 75,455,560
		純資産合計	(61,213,572)
			620,644,440
資産合計	1,073,740,073	**負債・純資産合計**	1,073,740,073